

特別セッション TPPと北東アジア



趣旨説明

ERINA主任研究員
中島朋義

2011年11月にAPECホノルル首脳会談において、日本はTPP（環太平洋経済連携協定）交渉への参加を表明、この決断はアジア太平洋地域における経済統合の動きに大きな一石を投ずるものとなった。本セッションではその後、2012年に交渉開始が決定した日中韓FTAをはじめとして、TPPが北東アジアに与える影響について、広範に議論する。



包括的経済連携の現状について

経済産業省通商政策局国際経済課長
金子知裕

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の議論の前提となるFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）は、米国のブッシュ大統領が2006年11月にAPECサミットで提案したものである。当時WTOのドーハラウンドの交渉が進められる一方、ASEANの域内関税撤廃、ASEAN+3（日中韓）、ASEAN+6（日中韓、インド、豪州、ニュージーランド）など、アジアにおける経済統合を巡る動きが進んでいた。そうした中で米国が経済統合にとり残されるのではないかと、という懸念が高まり、こうした提案がなされた。その後この構想は、2010年のAPEC横浜サミットにおいてASEAN+3、ASEAN+6、さらにはTPPなどの手段によって、目指される目標と位置づけられた。すなわちこれらの道筋を経て、アジア太平洋全域における貿易の自由化を目指すことでAPECのメンバーが合意をした。

2011年11月のハワイAPECでは、FTAAPの実現に向けて、我が国として主体的な役割を果たしていくことを明らかにし、また、その道筋のうち唯一交渉が開始されているTPP協定について、我が国は交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明し、いくつかのエコノミーから歓迎の意が表明された。

また、同月の東アジアサミット（EAS）では、我が国

はFTAAPの実現に向け様々な道があることを強調した。TPPだけでなく、ASEAN+3、ASEAN+6をベースにした経済連携の枠組み作りにも、我が国が先頭に立って貢献することを主張し、多くの国から賛同を得た。

ASEAN+3、ASEAN+6については、ASEAN首脳会議は、日中共同提案を踏まえ、今後、「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」の3作業部会を順次設立し、まずはASEAN内部で議論を開始し、その後域外国も含めて議論を行う形式で検討を進め、あり得べき協定交渉の開始を目指すことについて一致した。東アジア首脳会議等においては、かかるASEANの決定を歓迎し、2012年の早期に作業部会を設置する方向となった。

更に、日中韓FTAについては、首脳レベルの合意に基づき、共同研究を2011年内に終え、2012年の交渉開始を目指している。

このように日本はTPPのみではなく、その他の道筋を通じてFTAAPの実現を目指している。これはアジア太平洋地域が世界経済の成長のエンジンであり、その地域における貿易自由化が、日本経済の活性化に必要なとの認識に基づくものである。

菅内閣当時から包括的経済連携として、高いレベルの経

済連携を目指すことを政府として、意思決定をしてきている。野田内閣においても引き続き、所信表明演説、日米首脳会談等で、高いレベルの経済連携を目指すことを表明している。このうちTPPについては11月のAPECサミットにおいて、前述のように方針を明確にしたところである。この他、韓国、オーストラリア、EU、モンゴルなどとの二国間FTAが交渉中、あるいは共同研究等の段階にある。ASEAN+3、ASEAN+6については前述のように日中共同提案を踏まえて、構想の具体化が進められている。

TPPはもともと、2006年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイによって締結された環太平洋戦略的経済連携協定（通称P4）が原型である。同協定はAPECのメンバーに対して参加をオープンにしている。これらの国々はFTAネットワークの構築に積極的で、P4はレベルの高い内容となっている。2010年3月、上記4カ国に米国、豪州、バレー、ベトナムを加えた8カ国でP4協定を発展させた広域経済連携協定を目指す「環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定」の交渉が開始された。2010年10月の第3回交渉会合（於ブルネイ）からマレーシアが新規参加し、現在9カ国で交渉が行われている。2011年12月のマレーシアでの会合まで、10回の交渉会合がもたれている。2011年11月12日のTPP交渉参加9カ国首脳会合では、TPP協定の大まかな輪郭を発表した。

交渉の現状については、24の作業部会が立ち上げられ、議論が進められている模様である。この中には、物品の関税撤廃などの伝統的な分野に加え、貿易円滑化、政府調達、知的財産権、競争政策、環境、労働などの先進的な分野も多く含まれている。

新規交渉参加について、正式な手続き規定がある訳ではないが、情報収集によれば、参加には現在交渉に参加している9カ国の同意が必要と見られる。米国は、行政府が米議会との緊密な意思疎通の一環として、2007年に失効した「貿易促進権限」（TPA）法上の手続きを失効した後も実態上踏襲し、通商交渉を開始する少なくとも90日前までに、

議会に通知していると承知している。カナダ及びメキシコは、2011年11月ハワイAPECにおいて、交渉参加について関心を表明している。

既存のEPA・FTAとTPPの特徴であるが、以下のよう
にまとめられる。

既存のEPA・FTAでは自由化対象範囲・期間は、WTO協定上、「実質上すべての貿易」の関税撤廃が必要とされ、協定上の基準はないが、少なくとも貿易の9割（貿易量又は品目数）につき、10年以内に関税撤廃することが必要との解釈が一般的である。我が国が締結したEPAにおいては、双方向の貿易額の9割以上（日本側は品目数では84～88%）を10年以内に関税撤廃することとなっている。一方、米国・EU等、先進国同士のFTAにおいては高い自由化水準を約束している。例として、韓EUFTAでは品目数98%以上を10年以内関税撤廃としている。

TPPは、P4協定等を踏まえ交渉中と考えられ、どの程度の即時撤廃が必要かは現段階では不明であるが、いずれにせよ原則10年以内の関税の撤廃が必要と考えられる。交渉参加にあたって、自由化例外品目を提示しての参加は認められない。最終的にどの程度の例外が認められるかは、現段階では不明である。ただしP4協定では、チリの乳製品に対する関税に10年以上の例外を認めている。また米国の締結した二国間FTAでは米豪FTAで米国側に砂糖など、米韓FTAで韓国側にコメなどの除外措置をそれぞれ認めている。

この他、日本のFTAに関わる問題点としては、FTA締結国との貿易比率が17.6%に止まっており、韓国の36.2%、米国の37.5%などに比して低い点があげられる。また、韓国との比較では、韓国がEU、米国といった大規模経済とFTAを締結したのに対し、日本は後れをとっている。また、前述したように日本の締結したEPAは、先進諸国あるいは中国などのFTAと比較して自由化比率が低いことが指摘できる。



TPP交渉の経緯と想定される内容の詳細

慶應義塾大学総合政策学部教授
渡邊頼純

まず、日本の通商政策において、なぜ今TPPが必要なのかを改めて問いたい。

第一には、TPPの締結による国際競争を勝ち抜くための競争条件の平準化である。韓米FTAにより5年で韓国車の関税はゼロになる。部品関税は即時撤廃、このため韓国メーカーは現地生産のための部品を関税ゼロで対米輸出可能となる。一方で日本の自動車メーカー全体で、1,100億円相当の関税を支払っている。現状ではFTAによってカバーされる範囲が狭く、3,000万台以上の市場で日本の自動車メーカーは不利となる。

第二に、競争条件の更なる改善が可能となるためである。輸入関税の撤廃によって自動車産業で年間1,000億円の効果が生じ、日本で生産して輸出することが容易になり、国内雇用の維持・拡大に繋がる。「原産地ルール」、「貿易円滑化」等により輸入手続きが簡素化され、物流費や管理費の削減が可能になる。「基準調和」、「規格の相互承認」によって各国ごとの基準に適合させるための製品開発のスリム化が可能となる。

第三に、通商ルール強化、知的財産権保護の強化である。これにより模倣品による被害を低減・解消可能となる。また規律強化で中国やタイのTPP参加に備える。現状では自動車分野だけでも中国で数億から数十億円の被害額がある。ロイヤリティの上限規制や技術移転要求の禁止により、ロイヤリティの日本国内への回収率改善、投資の自由度向上が見込める。

第四に、農業従事者・農家もTPPの「受益者」たりえ、日本農業の再生に貢献する。兼業農家は全農家の72%であり、米作農家の平均所得約460万円の内、農業所得は約40万円、総所得の9%にすぎない。兼業就労先の多くは、製造業や卸小売業であり、地方に立地している製造業が海外に生産拠点を移転する場合には、兼業農家の所得も減少する。例えば富士通のノートパソコンは「島根富士通」でほとんど全てを生産している。

第五に、大震災からの復興とサプライ・チェーンの強化策としてのTPPである。今回の大震災によって、日本の中小企業を中心とした部品産業の役割・機能の重要性が再認識された。災害に強いサプライ・チェーンの構築のため、

貿易・投資手続きの簡素化・統一化により企業の負担を軽減できる広域FTAが必要である。

第六に、FTA乱立による「ブロック化」を回避するためである。現在、20世紀型FTA（2国間、地域内FTA）から21世紀型FTA（地域間FTA、広域FTA）へ、FTAは変容している。また内容的にも関税撤廃志向型FTAから規制緩和志向型FTAへ、移り変わってきている。これはWTOルール交渉への、投資、競争、政府調達、規制調和など、新たな分野の追加にもつながるものである。また、アジア太平洋地域における平和の礎としても期待される。

次にTPP交渉の各分野について、日本にとってのメリットと課題を整理したい。市場アクセス（関税撤廃）についてはメリットとして、日本がまだEPAを締結していない米国、豪州、NZの関税撤廃・削減、食料の輸出禁止措置、資源の輸出制限の撤廃などがあげられる。課題としては、TPP参加国の関税撤廃率は96~100%であるのに対し、日本のこれまでのEPAは84~88%程度にとどまっている点である。しかしWTO協定上は、10年以内の段階的関税撤廃が認められている（GATT24条）。またTPPの前身であるP4においても例外的に10年を超える撤廃期間を認めている例もある（チリの乳製品、NZの履物、繊維等）。こうした点で対応可能と思われる。

SPS（衛生植物検疫）についてはメリットとして、事前協議の仕組み作り、手続きの透明性確保・迅速化、食品の安全性確保、動植物の病気感染予防などがあげられる。課題としてはJAS基準等について科学的合理性を明確にする義務が生ずる。対応策としてWTOのSPS協定をベースに対応（予防原則の援用）していくことが考えられる。

政府調達については、メリットとして、WTO政府調達協定（GPA）に参加しているのはTPP交渉参加国では米国とシンガポールのみであること、最恵国待遇・内国民待遇の確保、地方政府まで対象範囲とする（日本は政令指定都市まで既にGPAの対象としている）、などがあげられる。課題としては地方政府の建設サービスについて、日本の入札基準額がTPP参加国に比べて高い点である。対応策としては相互のオファーのバランスが鍵となる。

知的財産についてはメリットとしては、途上国における

模倣品・海賊版対策が強化される、農林水産品などで、原産地名を商品のブランドとする地理的表示の保護をルール化などがあげられる。課題としては、音や匂いの商標登録、日本よりも長い著作権保護期間などがある。交渉ではWTOのTRIPSを超える規律を導入するかどうかについてはまだ結論は出ていないので、とりあえずは現行TRIPSの履行強化ということになる。

競争政策についてはメリットとして、貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐ、競争当局間の政策協力、米国競争法の域外適用を防ぐ、国営企業の支配的地位の濫用をチェック（国家資本主義に対する牽制）、などがあげられる。課題としては、公営企業体の競争法適用除外の見直しがある。対応策として、日米独禁協力の枠組みを拡充することが考えられる。

投資についてはメリットとして、これまでのEPAで確保できなかった特定措置の履行要求の禁止（技術移転要求、役員国籍要求等）、全アジア太平洋地域で投資環境を改善し、投資家を保護するといった点が上げられる。課題としてはP4協定には投資規定がないことが指摘できる。対応策としては、日本のこれまでのEPAの投資章を積極的にアピール（投資家対国家の紛争処理も推進）していくことが有効である。

環境についてはメリットとして、貿易・投資促進のために環境基準を緩和しない、環境規制を貿易障壁として利用しない、などの内容があげられる。課題としては、日本水準まで環境規制を高めることが出来るかどうか指摘できる。環境物品およびサービスの貿易自由化を促進し、日本企業の環境ビジネスチャンスを拡大することが目標である。

労働についてはメリットとして、貿易・投資の促進を目的に労働基準を緩和し、競争優位を確保する行為に対する規律の導入、労働者の権利確保、があげられる。課題としては商用渡航者の便宜改善があげられる。これに対する対応策としては、ビジネス・トラベラーの越境移動をサービス交渉で改善することがあげられる。未熟練労働者の移動は議論の対象外となっている。

越境サービスについてはメリットとして、EPAで取れなかった途上国のサービスセクターへの市場アクセス、ネガティブ・リスト方式による規制の透明性向上、があげられる。課題としては専門家資格、免許の相互承認が議論される場合、その対象分野をどうするかが指摘できる。専門サービス（弁護士、公認会計士等）については、一定の条件のもとWTOサービス貿易一般協定で既に開放されている。

金融サービスについてはメリットとして、日本が達成している高い自由化水準を途上国にも適用し、その金融サー

ビス市場を開放、各国が留保する義務をネガティブ・リスト方式で特定することで規制の透明性を改善するなどがあげられる。課題としては、信用秩序の維持、金融システムの健全性・安定性を如何に確保するか、日本郵政の簡保や銀行サービスの扱いがあげられる。一方、公的医療保険制度については、WTO・GATSやEPAで適用除外となっている。

電気通信サービスについてはメリットとして、TPP参加国における電気通信サービスを利用する権利の確保、公に利用可能であることを確保しつつ、規制の撤廃・緩和、国内規制の透明性向上、などがあげられる。交渉の現状としては、無差別原則に加え、実質的な競争を促す方途を議論している。

分野横断的事項のうち、中小企業等の利用可能性向上については、複数の分野にまたがる規制や規則が、貿易・投資の障害にならないよう規定を設ける、中小企業にもTPPを使いやすくすべく、TPPの規定ぶりをチェックし改善するといった議論が行われている。今後の課題としては、新たな規制を導入する前に、当局間の対話や協力を促し、民間企業が意見を述べる機会を確保するメカニズムを構築する、各国の規制が貿易やコストに及ぼす影響を評価・分析する、などがあげられる。

TPP交渉全般において、日本が掲げるべき原則としては、包括性（日本のEPAの諸要素を含み、さらに深化させる）、交渉のグローバリティ（いずれかの分野が突出することなく、全体として均衡のとれた合意を目指す）、WTOとの整合性確保とTPPルールのマルチ化、途上国への適切な対応、などがあげられる。

またTPP交渉における日本の基本姿勢としては、「全てを交渉のテーブルに載せる」という姿勢が重要である。GATT・WTO交渉のような「ポジティブ・リスト方式」ではなく、TPPは「ネガティブ・リスト方式」の交渉である。日本市場の大きさ、米国経済との結合度こそが日本の交渉力の源である。アメリカのバイ・アメリカンや豪州・NZの政府調達などに対しては攻めの姿勢をとることも重要である。TPPはこれまでの日米間の「MOSS協議」、「SII構造協議」、「日米規制改革対話」の延長線上にあり、痛みなきTPPは意味はないといえる。

結論として、TPPはその本質においてFTA（自由貿易協定）であり、EPAを積み上げてきた日本としてはこれを「特別視」するべきではない。交渉は多岐にわたるが、日本のEPAは十分に包括的であり、TPPに対応可能である。TPPにおけるルール作りを将来のWTO多国間交渉に繋げる可能性を模索すべきである。



TPPと北東アジアFTAへの影響

富山大学経済学部教授／ERINA共同研究員
金奉吉

1990年代まで、東アジアは唯一FTA空白地域だった。1997年の東アジア通貨危機以降、2000年代に入ってから、東アジアでもFTAのネットワークの形成が加速化した。

東アジアの場合、地域としての経済統合の動きよりも遙かに速いスピードで、二国間・複数国間のFTAが進展した。ASEAN中心にFTAネットワーク展開が行われ、日中韓3ヵ国とASEANとの“ASEAN+1”、またASEAN各国との二国間FTAという形で、ASEANが東アジアにおけるFTAのハブ化した。

東アジアにおけるFTA構想としてはEAFTA、CEPEA、FTAAP、TPPが議論されている。各国の戦略としては、中国はEAFTAを主導、最近ではCEPEAにも柔軟な姿勢をとっている。日本はCEPEAを提案してきたが、最近TPP交渉参加、東アジア重視からアジア太平洋重視への転換している。韓国は巨大経済圏（EU、米国、インド）、拠点国家（チリ、シンガポール）などと同時多発的にFTAを推進している。ASEANは米日中の大国の間での主導権確保戦略を強化している。東アジアにおけるFTA構想はコンセンサスはできているが、米日中の覇権競争によってTPP以外には進展は見られない。東アジアにおけるFTAは結局、日中韓FTAが先決条件と思われる。

北東アジアにおけるFTAの動きについて見ると、政治的・経済的要因などで制度的経済圏の空白地域であり、日中韓FTAはもちろん、日韓、中韓、日中など2国間FTAも進展がなかった。

日韓FTAは2003年12月に政府間交渉開始したが、2004年11月、第6回会議以降交渉中断し、現在、政府間交渉の再開を目指して協議中である。韓国側の「高いレベルのFTA」と、日本側の「小さく生んで大きく育てる」が対立している。具体的には本の農産物開放の少なさ、韓国の自動車、機械部品・素材産業への打撃、対日貿易赤字などが課題としてあげられる。2008年6月に実務協議開始、2009年7月には審議官級へ格上げされたが、両国ともに必ずしも積極的ではないとみられる。

韓国側の見方としては、高関税率・競争力劣位の韓国側が不利であり、日本の農産物開放、非関税障壁の撤廃などを要求した。民間研究段階から韓国側は対国民説明を心配

した。短期的には対日貿易赤字がほぼ確実に増加、長期間の対日赤字の持続は韓国内での政治問題化する。韓国での認識変化としては、韓米FTA、韓EUFTA締結で否定的な認識の改善、韓国の部品・素材産業の国際競争力改善、日本企業の部品・素材団地への投資などがあげられる。韓日FTAは隣国同士の経済外交の絆の強さの象徴といえる。日本のTPP参加など日本の東アジア戦略の変化を注視している。

日本側の見方としてはEPAによる効果は少ない。韓国側が日本製品を必要に迫られて買っているとの認識があり、需要の価格弾力性低いためである。また円・ウォン為替変動と比較すると影響は相対的に小さい。韓国の要求に適切さが欠けている点もあり、「系列取引」への対策など非関税障壁の是正要求などは、市場原理に任せるべきとの認識が強い。韓国のEU、米国とのFTA締結によって日本側に強い警戒感が生じた。東アジアにおける覇権競争が激化し、日韓FTAの必要性が高まっている。一方で、日本はTPP交渉参加で日韓FTAへの関心を低下させる可能性もある。

韓中FTAは2005年～06年11月に民間共同研究が行われ、2007年3月～2010年5月に産学官共同研究が行われた。2012年1月中国で開かれた韓中首脳会談で、年度内政府間交渉のための事前協議着手で合意した。現在は政府間事前協議段階で、韓国は農産物と一部製造業分野、そして中国は石油化学、自動車などをセンシティブ分野として指定し、協議を進めている。両国ともメリットは大きいだが、デメリットがそれを大きく上回った場合を危惧している。多くの敏感品目のため、自由度が低いFTAとなる可能性がある。

韓国のメリットとしては、まず輸出企業、対中投資企業のメリットが大きい。中国は韓国の最大輸出先、韓国企業の主要投資先である。また南北関係緊張と中国の北に対する強い影響力への期待もある。さらに中国と台湾との間のFTA（ECFA）への対応策となる。

デメリットとしては農産物、労働集約財の輸入急増、鉄鋼、安価な家電、部品でも中国製品輸入の恐れがある。貿易単価分析でも韓中の輸出入単価比における韓国の優位（高値）が徐々に低下し対中黒字も漸減している。韓国産

業の日本と中国の間でのNutcracker（胡桃割り）現象が深化している。

中国側の考えとしては、経済より戦略的側面が強いといえる。東アジアFTAに経済・政治面での日本との主導権競争で有利な立場につく。また韓中FTAによる韓米FTA、韓EUFTAの影響相殺効果も期待する。さらには日米同盟への対抗という目的も指摘できる。米国のアジア太平洋への経済・政治的なプレゼンスの強化、日本のTPP交渉参加などで、より積極的な姿勢をとるようになった。関心分野としては農水産、繊維など軽工業分野の市場開放、人の移動の自由化などがあげられる。

日中韓FTAは2003年～2009年に3カ国の研究機関による共同研究が行われ、2010年5月～2010年12月に産学官共同研究が行われ、予定より早めに終了した。共同研究の報告書は2012年5月、中国で開かれる3国首脳会談で報告される予定である。同報告書は「日中韓FTAは3国すべてにメリットがある」と指摘し、FTA交渉で考慮すべき点として、①包括的で高いレベルのFTA、②WTOルールとの整合性、③利益の均衡、④国内産業への影響が大きいセンシティブ分野への配慮、を求めた。一方で日本の消極性、政治問題、敏感品目などハードルも高い。日韓、中韓など2国間FTA、TPPの交渉進捗も影響すると見られる。

北東アジアにおける分業構造とFTAについて見てみたい。東アジア地域は、域内における投資と貿易のリンケージにより域外貿易よりは域内貿易を大きく発展させてきた。東アジアにおける域内貿易の拡大は、1980年の34.2%から2010年にはASEAN+6では44.1%、ASEAN+3でも38.7%となっている。韓国と日本、中国、ASEANとの貿易結合度を見ると、日本と中国との貿易結合度が1を超えており、2000年代に入ってから3国間の緊密度が高まっている。域内貿易を牽引しているのが電子・電気部品及び機械部品などを中心とした中間財である。

3国間の域内貿易は急増している。2国間貿易で見ると（2005年比2010年実績値）、日中間の貿易は60%、日韓間は20%、中韓間は2倍、それぞれ増加し、日本と韓国の対中依存度の急増、韓国の対日赤字、日本の対中赤字、中国の対韓赤字という構図となっている。日中韓における貿易構造では、域内貿易依存度が最も高い国が韓国である。中国は輸出より輸入の比重はるかに高く、それは中国が日本と韓国の「市場の役割」を果たすこと意味している。日本の域内輸出が最も高い伸び率を記録している。日本の域内輸出依存度は2000年の13.0%から2010年には27.5%に上昇している。一方、韓国は、対中輸出は急速に拡大しているが、対日輸出比率が減少しているため域内輸出はそれほ

ど伸びていない。中国も対日輸出比率が低下しているため、全体としても伸びていない。

日中韓における貿易・分業構造の特徴を見ると、日本と韓国が中国に部品・素材を輸出し、中国が最終財を生産し、域内外に輸出する垂直的貿易構造である。

中国の生産拠点の役割と域外輸出の増加により、日韓の対中間財の輸出が急増している。中国の最終財の域内輸出比率は12.0%として3国のうち最も低い。また域内貿易は電子・電気部品、機械部品など少数品目に集中している。

これらの貿易構造の特徴の日中韓FTAへの示唆点を整理したい。垂直分業と最終財の高い域外輸出依存度は、FTAによる市場細分化と多様化による水平的産業内貿易の拡大余地が大きいことを示している。世界の輸出拡大戦略、欧米の景気悪化で中国の輸出が減少すると、日本と韓国にも影響が生ずるため、域内市場統合による成長モメンタムの確保が必要である。また、日中韓FTAに最も消極的であった日本の域内輸出依存度の急上昇は、韓国、中国の高い関税率、多くの各種の規制を考慮すると、FTAによるビジネス環境の改善効果が大きいことを示唆している。TPPより日中韓FTAの経済効果が大きいと一部の試算結果は、日本内の日中韓FTAの必要性に対する認識を高めるであろう。一方で、域内貿易の少数品目への集中は、日中韓FTA交渉における農水産物を含む相互敏感品目の調整の難しさを示し、高いレベルのFTAが困難である可能性を示している。

こうした点から日中韓FTAは、低い水準のFTAからスタートし、東アジアFTAのプラットフォームとしての役割を重視すべきである。制度的な経済統合への認識は向上しており、東アジア、アジア太平洋における経済統合の土台としての認識高まっている。これには韓日中首脳会談、TPPなど政治・経済環境の変化や、地域主義への非参加による機会費用の拡大など要因が働いている。

日中韓FTAの障害要因は経済的要因としては以下のような分野があげられる。日本は農産物市場開放、非関税障壁の撤廃などである。韓国は部品素材産業中心に対日貿易収支赤字拡大、中国との距離的隣接などによる輸入急増などである。中国は完全な市場経済への移行期にあり、サービス市場及び知的財産権、投資自由化などの国内制度改革に困難が予想される。政治的要因としては日中の主導権競争が指摘できる。東アジアにおける自国中心の経済圏形成を目指すための主導権競争が最も大きな障害要因である。この他に、歴史認識問題、領土問題などがある。こうした障害要因から「小さく産んで、大きく・強く育てる戦略」が必要といえる。

次に日本のTPP参加と北東アジアFTAについて検討したい。日本のTPP参加背景には、米国との関係改善と対中国けん制がある。東アジアにおける中国けん制戦略の変化として、従来の「域内FTA活用」から「米国主導のTPP活用」へ移ったように見える。しかし、既存のFTA戦略の変更かは不明確であり、TPP参加と同時に日中韓FTA、CEPEAの同時推進を表明している。

また経済的要因としては国内構造改革と経済活性化があげられる。国内経済の復活のためのアジア太平洋地域の重要性を認識し、農業・サービス分野などの構造改革、制度改革に活用しようという考え方である。またFTA戦略の遅れに対する危機感も指摘できる。韓米FTA、韓EUFTAなどの韓国の先行に対し、TPP参加で一気に遅れの挽回を図る戦略である。

韓国の対TPP戦略は以下のように整理できる。韓国はTPP交渉参加国9カ国のうち米国、シンガポール、マレーシア、チリ、ペルーなど7カ国とすでにFTAを締結、豪州とNZとも交渉中であり、TPPの韓国への影響小さい。このため当面はTPP交渉の行方を注視するものと見られる。その上で自由化レベルなどTPP交渉の進捗状況を見ながら、いつ、どのような形で参加するかを決める。特に、日本と中国の動きを注視しながら柔軟に対応する考えである。日本のTPP参加の影響としては、韓国の既存のFTA効果の相殺効果を憂慮している。先行した韓米FTAなどによる国際市場での対日優位性の低下が危惧される。また、日韓FTA、韓中FTA、日中韓FTAなど韓国の東アジア戦略への影響にも注目している。

中国の対TPP戦略は以下のように整理できる。米国主導

のTPPへの日本参加に強い警戒感を表明している。日本のTPP参加は、「経済的動機よりは（政治的）非経済的動機が強く、中国主導の経済統合をけん制し、米日主導の経済統合を目指す戦略である」との認識を示す。東アジアでの主導権確保戦略の強化をめざし、EAFTA中心からCEPEAにも柔軟な姿勢を示している。また、韓中FTA、日中韓FTAにも積極的な姿勢をとっている。TPPは中国の貿易・投資自由化への圧力になっている。現時点ではサービス・投資分野の透明性が低く、TPP参加は無理と見られる。ただし将来的には中国も参加する可能性は大きい。

日本のTPP参加の影響をまとめると以下ようになる。日本のTPP参加でEU、NAFTAを超える世界最大のRTAが誕生することになる。アジア太平洋地域における貿易・投資ルール作りにおける米日の主導権が強化される。一方で多数国の参加とハイレベルFTAという二つの目標の矛盾も今後出てくるだろう。日本の交渉参加宣言でカナダ、メキシコも参加を表明しており、APEC加盟国への拡散と、最終的にはFTAAPへの発展も期待できる。

北東アジア経済圏形成への影響については、主導権競争の激化というマイナス面が指摘できる。これは米国のアジア太平洋戦略の強化と日本のTPP参加に対する中国の強い警戒感から生ずるものである。一方でTPPと東アジア経済統合の両者択一の問題ではなく、相互促進効果もある。日本の北東アジアでの交渉力強化は中国への刺激となり、TPPと日中韓FTAなどが同時並行的に進行する可能性も指摘できる。TPPをテコにEAFTA、CEPEAなど、東アジア及び北東アジアにおける経済統合の機運は高まりつつある。



コメント

一橋大学名誉教授
池間誠

TPP、FTAについて議論していただいたが、ここでは経済の自由化について、FTAに代表される地域主義と、WTOあるいはその前身であるGATTに代表される多角主義の比較という視点に立って整理したい。現在、世界経済はアンカーを失ったように見受けられる。グローバル化が進行しているといわれるが、一方で地域主義の高まりによってディグローバル化という状況

も出現している。これを新たなルール作りによって、リグローバル化にしていけるかが課題である。

日本はFTAなどの地域主義に対応するのが遅くなったが、それはGATTの多角主義の枠組みの中で貿易を拡大し、経済成長を実現してきたからだ。日本はGATTのルールにただ乗りをしてきたと批判されることもあった。ウルグアイラウンドの交渉が難航した際には、農産品の自由化

に消極的な日本がその原因と言われたこともある。日本が国際貿易のルール作りに初めて積極的に関与したのはGATTのWTOへの改組の時と言えるかもしれない。その後、2001年に中国がWTOに加盟し、同じ年にドーハラウンドが開始された。中国はその後10年間に目覚ましい経済成長を達成し、一方でドーハラウンドの交渉は難航し、最終的には暗礁に乗り上げた。この状況について、今度は中国に対するただ乗り批判が出ている。

最恵国待遇に象徴されるGATT・WTOの多角主義のルールは、いわば学校のクラスルームに例えられるかもしれない。皆平等にやっぴいこうという考え方である。一方でFTAなどの地域主義は、勉強の得意な生徒たちによる仲良しグループに例えられるかもしれない。成績の良い人だけで、より高いレベルの自由化をめざすものである。多角主義を新たなレベルに高めようとしても、クラスの全員一致が必要で、先生のいうとおりにはなかなかならない、というのが現状かもしれない。

ここで問題になる重要な分野の一つに、投資の自由化が

ある。かつて1994年にOECDの場でMAIという形で、多国籍投資協定の組成が図られたことがあったが、上手くいかなかった。この結果その後、二国間投資協定が乱立し、現在その数は2,300に達している。こうした点で多角主義の立て直しは必要と考える。

報告者への質問であるが、金子氏には日本のFTA交渉の体制について質問したい。TPPなど大きな交渉に向けて、米国の通商代表部のような体制を、日本にも作る必要があるのではないか。

渡邊氏は、TPP交渉の中で日本も主張すべき点は主張すべきと述べられたが、それに対する相手側の反応については、どう考えておられるのか。

金子氏は日中韓の三国間の関係の重要性を説明されたが、中国にとってASEANをパートナーとして欠くことは出来ないと思う。日中韓プラスASEANについてはどう考えるか。また北東アジアではロシアもWTOに加盟し、同じ土俵で協議できるようになった。日中韓プラスロシアについてどう考えるか。

ディスカッション

(金子) 池間先生からはTPPなどに対応するわが国の通商交渉の体制についてご質問があった。これは古くて新しい問題といえる。対外的にはTPPの交渉を進め、同時に国内に向けて議論に必要な情報発信を有効にすることが重要である。政府では昨年12月に、国家戦略相をヘッドとするTPP関連の閣僚会合を設け、その下に局長級の会合を設置した。当面は新たな体制作りにはエネルギーを費やすよりも、既存の体制で効率的に政策を進めていくという考えである。ちなみに本日も米国とワシントンで協議が行われており、外務、経済産業、農林水産の三省から局長級のスタッフが参加している。

(渡邊) 池間先生から、TPP交渉の中で日本の主張が認められるのかという質問をいただいた。これに対してお答えしたい。

日本が独自性を持って主張できる分野として以下の四分野を考える。まず第一に輸出規制に対する規律強化である。これは資源、食料などについて重要であるが、WTOにおいては輸入規制に比して、実効性のある措置が取られてこなかった。TPPにおいてこれを掘り下げることが重要である。

第二はアンチダンピング措置に対する規律強化である。

アンチダンピングの濫用は、もともと米国などの先進国においてみられる弊害であったが、最近では中国などのBRICs諸国もこれを多用するようになってきている。TPPの場でこうした新たなルール作りをする必要がある。

第三は日本のこれまでのEPAなどに盛り込まれてきた、中小企業などに対するビジネス環境整備である。これは日本の実績として評価されている分野である。

第四はTPP交渉に参加する発展途上国に対するS&D (Special and Differential Treatment) 特別措置である。これはTPPにおいては盛り込まれていない。

こうしたそれぞれの分野の交渉で、協力するパートナーを組み替えていくことが考えられる。例えば輸出規制に関しては米国などと、アンチダンピング措置に関しては現時点では交渉に参加していないが韓国などと、ビジネス環境整備とS&Dでは発展途上国とそれぞれ協力して、日本の主張を通していくべきだろう。そうした経路で、池間先生が仰ったディグローバルイゼーションから、リグローバルイゼーションに向けた、ルール作りということに貢献できるのではないかと考える。

(金) 日中韓の経済統合とASEAN、米国、ロシアなど、東アジア全体、アジア太平洋とのかかわりについてご質問をいただいた。

この中では米国との関係をどう設定するかが、重要と考
える。日中韓FTAはそれ自体が目標とされるものではな
く、東アジア全体さらにはアジア太平洋地域の経済統合の

触媒となる、中間的なプラットフォームと位置づけるべき
だろう。それが最終的にはアジア太平洋地域全域をカバー
するFTAAPにつながっていくことが望ましい。